

青森県報

第三千四百四十号

平成二十三年
九月十六日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
クリーニング師試験の施行……………	(保健衛生課) …… 三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 四
公 告	
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営支援課) …… 四
砂利採取業務主任者試験の施行……………	(河川砂防課) …… 五
出先機関	
土地改良区の役員の就任……………	(中南地域局) …… 五
土地改良区の役員の退任……………	(三八地域局) …… 六
教育委員会	

博物館に相当する施設の指定……………

(文化課財) …… 六

人事委員会

平成二十三年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……………

(職員課) …… 六

告 示

青森県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変更年月日
変更前	ハピネス	三戸郡五戸町字姥堤三 四の一	介護老人福祉 施設	平成三〇・七一
変更後	ハピネス五戸			

青森県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"	"	"	"	ミ リ ー	社 会 福 祉 法 人 桃 仁	社 会 福 祉 法 人 桃 仁	科 有 限 会 社 北 斗 医 理	株 式 会 社 バ リ ユ ー	名 称	居 宅 介 護 事 業 者					
"	"	"	"	四 の 一	三 戸 郡 五 戸 の 姥 堤 三	弘 前 市 大 字 城 東 中 央 の 四 丁 目 一	弘 前 市 大 字 在 府 町 一 八	弘 前 市 大 字 新 町 一 六 七	所 在 地	主 たる 事 務 所 の 所 在 地					
生 活 介 護 同 対	認 知 症 共 同 対	生 活 期 介 護 所	短 期 介 護 所	通 所 介 護	訪 問 入 浴 介 護	訪 問 看 護	"	訪 問 介 護	類 事 業 の 種 別	居 宅 介 護 の 種 別					
五 戸 ハ ピ ネ ス	ハ ピ ネ ス	五 戸 ハ ピ ネ ス	ハ ピ ネ ス	五 戸 ハ ピ ネ ス	ハ ピ ネ ス	五 戸 ハ ピ ネ ス	一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	名 称	居 宅 介 護 事 業 所					
"	"	"	"	四 の 一	三 戸 郡 五 戸 の 姥 堤 三	弘 前 市 大 字 城 東 中 央 の 四 丁 目 一	弘 前 市 大 字 在 府 町 一 八	弘 前 市 大 字 新 町 一 六 七	所 在 地	所 在 地					
"	"	"	"	三 ・ 七 一	三 ・ 七 一	三 ・ 七 一	三 ・ 七 一	三 ・ 七 一	年 月 日	変 更 日					

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
会 法 社 人 桃 仁 社	社 会 福 祉 法 人 桃 仁	科 北 有 限 会 社 斗 医 理	有 限 会 社 北 斗 医 理	バ 株 式 会 社 リ ユ ー	株 式 会 社 バ リ ユ ー	名 称	介 護 予 防 事 業 者
丁 城 弘 前 市 大 字 東 中 央 の 四 丁 目 一	弘 前 市 大 字 城 東 中 央 の 四 丁 目 一	在 弘 前 市 大 字 在 府 町 一 八	弘 前 市 大 字 在 府 町 一 八	の 新 弘 前 市 大 字 一 六 七	弘 前 市 大 字 新 町 一 六 七	所 在 地	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
訪 問 看 護 防	介 護 予 防	"	"	訪 問 介 護 防	介 護 予 防	類 事 業 の 種 別	介 護 予 防 の 種 別
一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	一 シ ヨ ン テ	名 称	介 護 予 防 事 業 所
丁 城 弘 前 市 大 字 東 中 央 の 四 丁 目 一	弘 前 市 大 字 城 東 中 央 の 四 丁 目 一	目 桜 弘 前 市 大 字 二 の 四 丁 目	弘 前 市 大 字 富 野 町 三 の 四	紺 屋 弘 前 市 大 字 町 六 三	代 官 弘 前 市 大 字 官 町 四 五 階 木 村	所 在 地	所 在 地
三 ・ 七 一	三 ・ 七 一	"	"	三 ・ 七 一	平 成 三 ・ 七 一	年 月 日	変 更 日

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前
"	"
介 護 通 所 対	認 知 症 共 同 対
五 戸 ハ ピ ネ ス	ハ ピ ネ ス
"	"
"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス
	ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス		ハピネス

青森県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社パ リユー	株式会社ケ アライフ青 森	青森市卸町三 の五	株式会社ケ アライフ青 森
弘前市大字新 町一六七の一	青森市卸町三 の五	株式会社ケ アライフ青 森 弘前営業所	株式会社ケ アライフ青 森
弘前介護相談 センター	株式会社ケ アライフ青 森	弘前市大字神 田二丁目六の 一	株式会社ケ アライフ青 森
弘前市大字紺 屋町六三	株式会社ケ アライフ青 森	弘前市大字代 官町四五代官 階木村ビル二 階	株式会社ケ アライフ青 森

青森県告示第七百五十六号

平成二十三年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
 - 1 期日 平成二十三年十一月十二日（土）
 - 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二
青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室
- 二 受験願書受付期間
平成二十三年十月三日（月）から同月十七日（月）まで。ただし、郵送による場合は同月十七日（月）までの消印のあるものは有効とする。
- 三 受験願書提出先
青森市長島一丁目の一
青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ
- 四 その他
受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第七百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三村 申吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	年月日
永沢食品工業株式会社	青森市大字石江渡九の三〇	青森市大字石江渡九の三〇	訪問介護	ヘルパーステーション	平成三〇・九・一

青森県告示第七百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三村 申吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日
合同会社さくらの家	青森市桜川五丁目一七の六	青森市桜川五丁目一七の六	居宅介護支援事業所さくらの家	平成三〇・九・一

青森県告示第七百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三村 申吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	年月日
永沢食品工業株式会社	青森市大字石江渡九の三〇	青森市大字石江渡九の三〇	訪問介護	ヘルパーステーション	平成三〇・九・一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三村 申吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ
むつ市中央一丁目一四九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜ファーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔
- 2 株式会社デンコードー
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

3 有限会社コンノ

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野健治

4 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 福島長男

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十三年九月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成二十三年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十三年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一四

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十三年十月三日（月）から同月二十一日（金）まで（郵送の場合は同月二十一日付け消印のあるものまで有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土・日曜、祝日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書用の紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードできる。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢檜木土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年九月十六日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	藤田 則友 須藤 秀明	弘前市大字鬼沢字宮浦沢一八二〇 〃 〃 〃 一七〇一	平成三・九五 〃

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年九月十六日

三八地域県民局長 嶋 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	源波 宮治	三戸郡南部町大字福田字館先一九の一	平成三・六三

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

青森県教育委員会

指定番号	指定年月日	博物館に相当する施設 の名称	所 在 地	設置者の名称及び住所
第七号	平成二十三年九月九日	八戸市美術館	八戸市大字番町一〇〇四	八戸市八戸市内丸一丁目一番一号

人 事 委 員 会

平成23年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成23年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成23年 9月16日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
- (2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の2職種のうち第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務	1人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
教育事務	1人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

市町村立の小・中学校に配置されたときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

- (1) 次のすべての要件を満たす者
 - 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者

活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
 (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
- ロ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- リ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ル 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- レ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	11月13日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会 教育センター	11月18日(金) (予定)	受験者全員に合格か、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。 また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanni/saiyou.html)
第2次試験	11月下旬	青森県庁舎内	12月上旬	

5 試験種目及び内容

試験種目	内容
第1次試験 教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五枝択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)
第2次試験	
作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)
面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現力、態度等を評価)
身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験	第2次試験				合計
	計	作文試験	面接試験	身体検査	
100	100	40	150	適否	190
					290

身体検査の「適否」とあるのは、合格基準（医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」こと）を満たす必要があるものである。

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、身体検査の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

配布場所で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県 民局地域農林水産部（鯉ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各 県外情報センターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼つ たあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人事委 員会事務局に請求すること。
ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

(2) 受験申込方法及び受付期間
持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼 り、また、所定の方法により作成した受験票には、住 所・氏名を明記の上、これらを青森県人事委員会事務局 に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、直接持参 する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、 簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。
受付期間	9月26日（月）から10月14日（金）まで。ただし、土曜日、日曜 日及び祝日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、10月14日（金）までの消印のあるもの限り受け 付ける。	
受験票の交付	受験票は、10月21日（金）に発送する。 なお、10月28日（金）までに届かない場合は、速やかに青森県人 事委員会事務局まで連絡すること。	

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。
インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申 請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホー ムページで確認すること。
受付期間	9月26日（月）午前8時30分から10月7日（金）午後5時15分ま での間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限 り受け付ける。
受験票等の交付	10月21日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番 号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試 験前日までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及 び「写真票」を作成すること。

注 申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位などの変更は認めない。

9 採用予定日
平成24年4月1日

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口
頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参
の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請
求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜
日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は、受け付けない。

開示請求 できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	第1次試験の試験種目別 得点（総合得点）及び順 位	第1次試験合格発 表の日から1月間	青森県人事委員会 事務局
第2次試験 受験者	第1次試験の試験種目別 得点（総合得点）及び順 位	最終合格発表の日	

位、第2次試験の試験種 目別得点並びに最終総合 得点及び最終順位	から1月間	
--	-------	--

[受験者本人が請求する場合に必要な書類]
受験票又は本人であることを証明する書類 (身体障害者手帳、運転免許証、
学生証、旅券等)
[受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類]
受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する書
類 (法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 及び受験者の法定代理人である
ことを証明する書類 (戸籍謄本又は抄本等)

11 初任給その他の給与

初任給は、135,600円程度 (平成23年 4月採用の高校新卒者の場合) であり、6
月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤
手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭